

[論文]

弁済供託に関する理論構成の試み〔その4〕

高頭 宏信

〈目次〉 はしがき

- 〔1〕前稿の概要—弁済供託に関する主要学説と「法定受領授權」概念
- 〔2〕弁済供託金取戻請求権の消滅時効の起算点
(最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決一上告理由、若干の考察)

※ 弁済供託関係主要参考図書一覧表 文末掲載=(供託制度創設百周年記念誌
「供託制度をめぐる諸問題」法務省民事局吉戒修一編著542頁より抜粋)

はしがき

わが国で行われている供託制度を、その機能・性質により分類すれば、①債務者が、自己の債務または責任を免れるために「弁済」としてなされる「弁済供託」¹⁾、②損害賠償等の債務を担保するためになされる「保証（担保）供託」²⁾、③他人の物を処分できない事情下にあると、保管のためになされる「保管供託」³⁾、④金銭債権について差押えがなされた場合等に行う「執行供託」⁴⁾、⑤その他特殊な目的のためになされる「特殊供託（没収供託）」⁵⁾、等に分類できるが、拙稿は、供託制度全般にわたる考察ではなく、理論構成上見解が多岐に分れる「弁済供託」に関するものである。弁済供託の法律的性質について通説は、私法関係説の観点から「第三者のために寄託契約」とする。しかし、私がすでに指摘しているように、通説の寄託契約説や弁済供託を保管契約とする理論構成では、債務者の免責効果や供託物払渡請求権、消滅時効等に関し論理的整合性に欠け、多くの争訟を生む原因ともなっている。本稿の課題である「弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効の起算点」に関する争点も弁済供託の法律的性質に関する理論構成がその根底にあるように思われる。

私は、「弁済供託に関する理論構成の試み—1966年11月」⁶⁾、で提言したように、「法定受領授権」概念で理論構成することにより、債務免責効果や供託物払渡請求権、消滅時効に関し体系的結論が得られるものと考える。

以上の観点から、最高裁平成13年11月27日第三小法定判決（供託金取戻却下決定取消請求事件）に関する上告理由に関し若干の考察を試みるものである。

〔1〕前稿の概要—弁済供託に関する主要学説と「法定受領授権」概念

(一) 民法494条以下に規定する弁済供託は、債権者の受領拒否、受領不能、不確知の場合、弁済の目的物を供託所に供託することにより債務を消滅させる制度であり、弁済代用として債務者保護を目的としたものであることは疑問の余地のないところである。しかし、この「弁済供託」の法律的性質に関し要件、効果の面で大いに議論が分れるのである。

ドイツでは、普通法時代すでに供託の法律的性質について、公法関係説と私法関係説が対立し、さらに供託の効果に関しても停止条件説と解除条件説が対立していたが、ドイツ民法第一草案は当時の通説をそのまま採用し「取戻権とは無関係に供託によりただちに債務は消滅する」と規定した。しかし、その後の立法委員会において取戻権と免責的効果の発生時期に關し修正意見が出されドイツ民法378条⁷⁾、379条⁸⁾が制定されたのである。わが民法の場合は、ドイツ民法第一草案の理論をそのまま踏襲し、取戻権の関係を明記しなかったため、その間の理論構成についても見解が分れる。

供託制度の基本的な法的性質に関する見解は、かつてドイツにおいて論争があったようにわが国でも見解が分れる。

① 公法関係説は、弁済供託に限定されたものではなく、供託一般について手続法的側面に重点をおき「供託は国家の機関が、供託者、被供託者、その他の利害関係者の間に立ち、供託物の受理、還付、取戻の認可などを非訴裁判権の行使として行うものであって供託者と供託所間

- 1) 債務者が債権者の協力なしに債務を免れる制度で、実体法上重要な意義を有する。民法494条～498条・商法524条等
- 2) 将来損害が発生した場合、損害賠償を確実にするために事前に一定金額の供託を義務付ける。鉱業法117条1項・原子力損害賠償法7条・13条・宅地建物取引業法25条～29条等
- 3) 民法367条・394条・578条・商法527条・528条等
- 4) 民事執行法156条1項・2項・民事保全法50条
- 5) 公職立候補者の供託・公職選挙法92条等
- 6) 中央学院大学論叢創刊記念号（昭和41年11月）77頁以下。
- 7) §378. Ist die Rücknahme der hinterlegten Sache ausgeschlossen, so wird der Schuldner durch die Hinterlegung von seiner Verbindlichkeit in gleicher Weise befreit, wie wenn er zur Zeit der Hinterlegung an den Gläubiger geleistet hätte.
- 8) §379. Ist die Rücknahme der hinterlegten Sache nicht ausgeschlossen, so kann der Schuldner den Gläubiger auf die hinterlegte Sache verweisen.
Solange die Sache hinterlegt ist, trägt der Gläubiger die Gefahr und ist der Schuldner nicht verpflichtet, Zinsen zu zahlen oder Ersatz für nicht gezogene Nutzungen zu leisten. Nimmt der Schuldner die hinterlegte Sache zurück, so gilt die Hinterlegung als nicht erfolgt.

の契約ではない（雉本説）。供託は民事訴訟による法律関係の確認、法律関係の実現などのように、国家機関が私人間の法律関係に干渉するものであって、供託の申請から受理に至る供託手続は強制執行手続と類似している（水田説）」と主張する。しかし供託の受託機関がすべて国家機関である場合にはこのような理論構成も可能であろうが、わが国のように金銭及び有価証券以外の物品については、その保管が司法大臣の指定した倉庫業者、または銀行とされているのでこの点からしても疑問であり、また、かりに「国家の非訟事務」とすれば、供託官吏は、供託書につき形式的要件についての審査だけでなく、実質的要件である供託の原因たる契約の存否、効力の有無などについて審査権を有しなければならない筈であるが最高裁は次のように審査権を否定している。

「原判決およびその是認引用にかかる第一審判決は、供託官吏は供託書につきそれが供託法第2条所定の要件を具備しているかどうか等いわゆる形式的要件についての審査をすれば足り、それ以上に供託の原因たる契約の存否、効力の有無等についての実質的審査権限を有するものでなく、さらに住所の誤記等については後日これを訂正することも可能であってその誤記があっても供託受理行為の無効又は取消原因とならない旨判断している。そしてその判断は当裁判所もこれを正当として是認する。さらば原判決には所論の法律解釈を誤った違法ではなく、所論引用の判例は本件に適切でない」（最高裁昭和36年10月12日小判）とする。

判例で公法関係説をとる基本的な見解は、前説と同じように供託の手続的側面を重視するもので、供託は公法上の供託関係であり、契約自由の原則が適用されない公法関係であるとする⁹⁾。

② 以上の公法関係説に対して、弁済供託の法律的性質は私法関係とする説が通説である。

私法関係説は、その理論構成の仕方により「弁済申込説」と「契約説」に分かれる。弁済申込説は、供託所を

中間の媒介的存在として考え、供託者対債権者の関係に説明の重点をおいて、「債務者は、供託により弁済の申込みをしたのであるから債権者がそれを承諾することにより弁済が成立する¹⁰⁾」とする。しかし、供託は、債権者の承諾があるなしにかかわらず免責的効果を発生させる制度であるから、この弁済申込説は理論的に納得できない。これに対して契約説は、「私法上の寄託契約」であるとする説と、「第三者のためにする契約」とする説、及びこの両者を総合した「第三者のためにする寄託契約」であるとする説に分かれる。

寄託契約説は、第三者のためにする契約の理論を借りる必要はないとして次のように主張する。「供託の性質については種々の見解があるが、供託は、供託者と供託所間の寄託契約であるとするのを正当とする。（中略）債権者は供託により供託所に対して供託物引渡請求権を取得する。わが国の学者はこのことを説明せんがために供託には第三者のためにする契約を包含するというけれども、このことは弁済供託の性質上当然であって、敢て第三者の為めにする契約の理論を借りる必要はない。しかし、債権者も債務者に対して反対給付を為すべき義務がある場合には、其反対給付を為したことを書面、公正証書等によって証明しなければ供託物を受取ることを得ない¹¹⁾。」と主張する。しかし、債権者が供託所に対して取得する権利を弁済供託の性質上当然なこととして論理的裏付は不要とする態度は法解釈学の上からも是認することはできない¹²⁾。また単純な寄託契約であるとするならば、寄託者はいつでも寄託物の返還を請求する権利を持つことになる（民法662条、当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ其返還ヲ請求スルコトヲ得）496条ノ規定が無意味になってくる。次に「第三者のためにする契約」説であるが、この説も供託者と供託所との関係、特に供託物取戻権について説明することができない。したがって「寄託契約」説と「第三者のためにする契約」説の二説を総合した「第三者のために

9) 大阪地判昭和35年10月24日

東京地判昭和40年9月15日

大阪高判昭和42年9月22日 等

10) Bähr, Gegenentwurf zu den Entwurf eines b. G. S. 60. (石坂民法研究508頁)

11) 石田債権総論270頁以下

他に須賀債権総論368頁「供託ハ供託者ト供託所トノ間ニ於ケル寄託契約ナリト云フヘシ（中略）第三者ノ為メニスル契約ノ如クナルモ、第三者タル債権者ノ受益ノ意思表示アルヲ要セス直ニ債権者ニ対シ其効力ヲ生スヘキ点ニ於テ第三者ノ為メニスル契約ト異ル」

12) 同旨山中供託論11頁以下

にする寄託契約」とする説が今日の通説になっているのである。論旨を要約すれば、「供託は単に寄託たる性質を有するに止まらず、第三者のためにする契約たる性質を有する。民法494条は、弁済者は債権者のために弁済の物体を供託すべき旨を規定する。債権者のために供託するのは、供託物を債権者に交付すべきことを言うのであって供託所は債権者に供託物を交付すべき義務を負い、債権者は、これにもとづいて直接に供託物の交付を請求する権利を取得するのである。故に供託は同時に第三者のためにする契約たる性質を有すると言わなければならない。供託により第三者たる債権者が供託物の交付を請求する権利を取得する所以は、供託を以て第三者のためにする契約とするのでなければこれを説明することができない。供託により債権者は直ちに供託物の交付を請求する権利を取得するが受益の意思表示を必要としない点537条2項の例外である¹³⁾。」とする。我が国の有力な学説の大半がこの見解をとり¹⁴⁾、判例¹⁵⁾も一部これに同調する。しかし、これら通説に対する第一の疑問は、供託者対供託所の関係を「契約」関係であるとする点である。供託所は適法な手続があるかぎり必ず供託物を受理しなければならず、供託官吏には自由裁量の余地はないのであるから¹⁶⁾、両者の関係に「契約」理論をさし挟む余地はまったくない筈である。第二の疑問は、供託の場合にかぎって何故受益の意思表示を要しないとするのか、その理論的根拠があいまいであり、債権者が供託物引渡請求権を取得するというだけでは、債権を消滅させる理由は見当たらないのである。また特定物の所有権移転時期についても、「意思主義を探るときは、供託契約によって所有権は債権者に移転すると解すべきである。供託のように債権者の受益の意思表示を必要としない特殊な第三者のためにする契約においては、所有権移転についてだけ特に受益の意思表示を必要とすべき理由がないからであ

る。」とするが、逆に考えて、供託がなされるのは債権者が受領を拒否している場合が多いのであるから「第三者のためにする契約」の理論で「受益」を欲しない者へ「受益」を強制することが可能であろうか。第三の疑問は、供託官吏の処分に対する異議申立権の発生を如何に説明すればよいのか、これらの点について通説からは解答を見い出せないのである¹⁷⁾。私法関係説をとる学者は、「供託を私法上の法律関係と解することによりはじめて供託より生ずる諸種の効力を説明できるのであって、特に供託をもって私法上の法律関係としなければ供託により債権者が供託物の交付を請求する権利を取得する理由を説明できない。また供託者が供託をなすときはそれを受けとるべき債権者を指定することを要し、供託所は、これに基き債権者に供託物を交付すべき義務を負うのであるから私法上の関係たる供託契約を認めることにより債権者が供託物交付請求権を取得する理由を説明できるのであって、供託を第三者のためにする契約と解することにより供託の効力を明らかにできるのである¹⁸⁾」と主張し、「供託により何故債務が消滅するのか」という問題は公法関係説では説明できないから私法関係説をとるのだとする。しかし、供託所、供託者、被供託者との間に生ずる法律関係は如何なる関係かという問題と、供託により如何なる効果が生ずるかという問題は区別して考察されるべきであるにかかわらず、通説はこれを混同し効果論を先行させて法律関係を論ずる点に大きな疑問をもつものである¹⁹⁾。また通説は、「供託により債務はただちに消滅し、供託者が供託物を取り戻すと債務は遡及的に復活する」と解除条件的に理論構成する²⁰⁾。しかし一旦消滅した債務を一方的な意思により復活できるとすれば、債務者の権利は言うに及ばず、債務者と連帯関係にある保証人等の利益を不当に侵害することにもなり、かかる理論構成が可能な規定は他に例を見ないし、

13) 石坂前掲書510頁以下

14) 高頭前掲書(2)94頁以下に代表的学説列記する。

15) 東京地裁昭和10年6月20日民二判

16) 同旨最高裁昭和36年10月12日小判

17) 同旨判例大阪地裁昭和35年10月24日民三判

18) 石坂前掲書506頁

19) 同じ理論を前記判例(注17)は次の如く展開する。「私法関係説は、供託の法律関係について論じる場合に、常に供託を一の要件として生ずる法律効果の問題を論じ、これが供託の法律関係であるという理論構成をとる。私法関係説はまずその出発点においてすでに論理的な誤りを犯しているのであっておよそ一般に供託がなされる場合に供託所と供託者および被供託者との間に生ずる法律関係を説明するに全く無力である……」

20) 我妻説一供託によって債務は消滅するが、供託者が供託物を取り戻すと債務は消滅しなかつたことになる。(債権総論311頁)

またこのような理論を固執するならば496条に規定する取戻権の本質を正当に理解することが困難になるであろう²¹⁾。この解除条件説に対して少数説は、供託の本質が第三者のためにする寄託契約であることを承認しつつ、供託の効果に関して停止条件的に理論構成する。A説は、ドイツ民法378条²²⁾の理論が極めて些少なる修正をもって供託及び供託物取戻の説明に妥当するとして、「供託に因って当然に生ずる効力は、債権者の供託物引渡請求権と供託者の弁済拒絶権にすぎざるものであり、ただ取戻権が初めより存せず、または後に至って消滅したる場合にのみ債務は供託の時に消滅したものとして取扱はるべきである²³⁾」とする。たしかに弁済者が供託物の取戻権を有している間は債務を消滅させる理由はないのであるから、停止条件的に理論構成する方が論理的にも一貫性があり、解除条件説より優れていると言えよう。しかし、供託者の取戻権が不発生か、または取戻権が消滅したとき債務は供託の時に遡及して確定的に消滅するとする理論については、通説に対する批判をそのまま向けることができ、債権者が供託物引渡を受けるのが確実になったと言うだけで何故債務を消滅させることができるのか、解答を見い出せないのである²⁴⁾。この説に対してB説は、供託が「第三者のためにする寄託契約」であるとする理論を承認しながら、その内容は通説の言う供託物引渡請求権を取得させるだけでなく、債権者をしてあたかも自分が所有物を寄託したのと同一の権利義務を取得させることにあるとし、さらに「供託には委任型と事務管理型の供託があり、委任型の供託は、債務者が債権者の委託に応じて、弁済の一便法として債権者のために寄託するもので、この場合は供託により債権者は弁済をうけた物を供託者にたのんで寄託しておいてもらったと同じ効果を生ずるのであるから、弁済があった場合と同様に債権者はその目的を満足して消滅する。事務管理型の供託は、供託により責任だけが消滅し、債務は債権者の追認によ

って委任型に移行しその時はじめて債務は消滅する²⁵⁾」と説明する。しかし、前稿でも指摘したように494条以下の弁済供託を拠擲一事務管理型の供託と定義すること自体に疑問をもつものであり（供託所は拠擲物を管理する機関ではなく、債権者に代って目的物を受領する機関である）、また494条の文言および「第三者のためにする寄託契約」の理論からは、責任と債務を別個にとらえ得る理論的根拠を見い出せないのである。

以上従来から主張されている供託の法律的性質に関する主要学説・判例を概観したが、これら「公法関係説」「私法関係説」いずれの説も供託を「寄託」関係として把握しようとする点に根本的な疑問をもつものである。私は前稿で提言したように、弁済供託関係は「法定受領授權」関係として把握するから、債権者が供託するのは「寄託」するのではなく「弁済」することであり、供託所の責務も「供託物の保管」が主たる目的でなく、弁済を受領して債務者を免責させることが主たる目的であると解する。

「法定受領授權」概念については、1966年「弁済供託に関する理論構成の試み」²⁶⁾で提言したので詳論は避け、本稿では、供託金取戻請求とその消滅時効の考察の範囲内での概観にとどめる。

(二) 私は前に商学論叢で「準占有者に対する弁済」がドイツ民法185条及び362条より類推的に導き出される「法定授権」概念により理論構成ができると提言した²⁷⁾。また、この概念により民法に規定される「取引の動的安全に関する諸規定が「公信説」によるより体系的に把握できることを指摘し、「弁済供託」の法律的性質についても「法定受領授權」概念により把握することにより要件と効果に関し矛盾なく理論構成が可能なことを提言した²⁸⁾。授権概念については、安達教授の「指名債権譲渡における債務者の異義なき承諾²⁹⁾」の一連の御研究の中で克明に紹介されており、教授は、「授権概念」を一

21) 同旨近藤柚木註釈下197頁

22) 前掲注7・注8

23) 近藤柚木、註釈下197頁

24) 同旨山中供託論28頁以下

25) 山中供託論101頁以下

26) 高頭前掲書(1)77頁以下

27) 中央商科短期大学商学論叢第7号

28) 中央学院大学論叢創刊記念号81頁

29) 法学志林61卷第2号

個の学理上の概念として認める必要性について詳説されている³⁰⁾。またドイツのクリュックマンも授權概念を広く用い、善意取得制度について法定処分授權の概念を用いている³¹⁾。

授權を定義すれば、「自己の名による法律行為によって他人の権利範囲に干渉しうる権限の授与」である。これはドイツ民法185条「非権利者カ目的ニ付為シタル処分ハ、権利者ノ同意ヲ得テ為シタルモノナルトキハ、之ヲ有効トス。

権利者カ処分ヲ追認シタルトキ、又ハ処分者カ目的ヲ取得シタルトキ又ハ権利者カ処分者ヲ相続シ且遺産債務ニ付無限責任ヲ負フトキハ、其ノ処分ハ其効力ヲ生ズ。後ノニツノ場合ニ於テ、目的ニ付互ニ相容レザル数個ノ処分ヲ為シタルトキハ、最初ノ処分ノミ其ノ効力ヲ生ズ³²⁾。」の権利者の同意、または追認による権限の授与という関係を一般化して構成された概念であり、この概念はさらに次のように分類される。

①処分授權～ドイツ民法185条の授權・②権利取得授權・③義務設定授權・④被授權者が受領を要求しない一方的法律行為を自己の名でなし得る授權・⑤取立授權・⑥訴訟追行授權・以上の分類の他に安達前掲書では「法定的債務者の処分授權」の概念を提唱されている。

以上のように、ドイツ民法185条より一般化してつくられた「授權」概念は、基本的に共通した事象に対してさらに新たな類概念構成の可能性を生じさせるもので、それが学理上の一つの法概念として論理的整合性を有するならば承認されるべきである。「法定受領授權概念」も、ドイツ民法362条一「負担シタル給付ヲ債権者ニ対シテ実現シタルトキハ、債務關係ハ消滅ス。

弁済ノ目的ヲ以テ第三者ニ給付ヲ為シタルトキハ、第185条ノ規定ヲ之ニ適用ス³³⁾。」一の規定及び前述のドイ

ツ民185条の「自己の名において他人の権利を処分した場合、事前または事後に権利者による処分授權（Verfügungsermächtigung）がなされ、その結果譲受人は完全な所有権を取得する」という関係から類推的に導き出されるものであり、そしてこれを基礎的な概念として設定することにより、善意取得・表見代理・準占有者への弁済・弁済供託など隣接する諸制度を同一概念により体系的に理論構成することが可能になることを前稿で論証した³⁴⁾。したがって本稿ではその一端を引用するにとどめる。

(三) わが民法192条の「平穏且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス」の規定を通説は、「動的安全保護のため前主の占有に公信的効力を附与し、その占有外觀を信頼した善意取得者を保護するためである」と説明するが、私はドイツ民法185条の処分授權に対応する「法定授權」概念により把握しうることを主張する。そしてその理論的根拠を明確にするため、ドイツ民法185条の「処分授權」と「善意取得」がいかにその基本的構成原理を同じくするものであるか、その要件及び効果の関連性につき前稿で検討した。安達教授も前掲書で185条と善意取得の関係について論証されている³⁵⁾。以上の理論は表見代理制度や準占有者への弁済規定についても類推的に妥当する。

わが民法478条は、「債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者カ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス」と規定し、表見的受領権者の外觀を信頼した善意の弁済者を保護している。これはわが民法中、取引安全の保護を目的とする制度として最も徹底した規定であって、フランス民法1240³⁶⁾条を模範として規定されたものである。ドイツ民法には478条と文言を同じくする規定は見当らない。し

30) 安達前掲書46頁以下

31) Krückman, Ermächtigung in ACP Bd 17, S. 169

32) §185. Eine Verfügung, die ein Nichtberechtigter über einen Gegenstand trifft, ist wirksam wenn sie mit Einwilligung des Berechtigten erfolgt. Die Verfügung wird wirksam, wenn der Berechtigte sie genehmigt oder wenn der Verfügende den Gegenstand erwirbt oder wenn er von dem Berechtigten beerbt wird und dieser für die Nachlassverbindlichkeiten unbeschränkt haftet. In den beiden letzteren Fällen wird, wenn über den Gegenstand mehrere miteinander nicht in Einklang stehende Verfügungen getroffen worden sind, nur die frühere Verfügung wirksam.

33) §362. Das Schuldverhältnis erlischt, wenn die geschuldete Leistung an den Gläubiger bewirkt wird.

Wird an einen Dritten zum Zwecke der Erfüllung geleistet, so finden die Vorschriften des §185 Anwendung.

34) 高頭前掲書(3)120頁以下

35) 高頭前掲書(3)101頁以下に引用

36) Art 1240. Le payment fait de bonne foi à celui qui est en possession de la créance, est valable, encore que le possesseur en soit par la suite évincé.

かし、362条で「弁済ノ目的ヲ以テ第三者ニ給付ヲ為シタルトキハ第185条ノ規定ヲ之ニ適用ス」と規定して無権利者への弁済を保護している。

ところでわが民法478条をいかなる概念のもとに把握すべきかについて学説上争いがあるが、通説は「表見的受領権者の債権の行使という外形的事実にまどわされ、その外觀を信頼した、まったく止む得ざる錯誤者を特に救済するものである³⁷⁾」と説明するだけで、錯誤にもとづく弁済が有効とされる理論的根拠についてかならずしも明確ではない。私は「準占有者への弁済」も「法定受領授權」概念により把握することにより緻密な理論構成が可能であると考えるものである。

弁済が有効であるためには、正当な受領権者へ弁済する必要があり、受領権なき者への弁済は原則として無効である。準占有者に対する弁済が特に有効とされるのは、一定の要件のもとに受領権限を法的に承認されるためであり、その承認される権限は「法定授權」されたものである。しかし、この受領権は眞の権利者の意思とは関係なく授権されるものであるから、債権者がその弁済を自己の関係においても有効な弁済であることを追認するまでは債務を消滅させる理由はなく、債務者は債権者の請求に対する抗弁権を取得する反面準占有者に対して弁済物の取戻し請求ができることになる。したがって債権者が追認したとき、または追認がなくても法定受領授權関係としての要件を充足した場合は債権者の意思に関係なく、弁済時に遡及して債務は消滅することになる。

以上「法定受領授權」概念は、「準占有者への弁済」にも妥当するものであることを前稿で検討した。そしてこの概念は、同じ弁済者保護と法秩序維持のための制度である「弁済供託」制度にも妥当することを提言するものである。(勿論、準占有者への弁済は、弁済者の善意と、正当な受領権者なりと信頼できる要件を具備した者への受領授權であるのに対し、弁済供託の場合は、債権者の受領拒否、受領不能、債権者の不確定な場合に、国家機関たる供託所に対して債権者の受領権限が債権者の意思に関係なく「法定授權」されるのであるから、制度の存在形式、及びその要件はまったく異質なものである。しかし、両制度は、共に債務者(弁済者)の保護を目的と

し、受領権なき者(債権者でない者)への弁済が共に有効とされ、債務消滅という効果が生ずる点、その内在的法的性質においては何ら異なるところがないのであり、全く同一概念で理論構成することが可能である。

(四) 私は、弁済供託を「法定受領授權」概念のもとに把握する立場から、公法関係説、私法関係説の問題点について検討してきた。そしてその理論構成の原点が供託者と供託所の「寄託契約」関係として把握しようとする点に根本的な疑問を持つことも前稿で主張した。特に通説である「第三者のためにする寄託契約」説は、供託所と供託者および被供託者との間に生ずる法律効果の問題を明確に区別せず、供託所、供託者、被供託者との三面的な関係を同一平面にある法律関係として説明する点納得できないのである³⁸⁾。

私は、弁済供託を「法定受領授權」概念のもとに把握するから、供託の法律関係を供託者(債務者)と被供託者(債権者)の私法的側面と、その関係から派生する対供託所の関係は一面的に理論構成するのではなく公法、私法の分立牽連関係として認識してこそ諸々の法的現象を体系的に理論構成が可能になると考えるのである。以上のような観点から弁済供託に関し從来から争われている若干の事例につき検討する。

① 弁済供託の効果である債務消滅の時期に関して通説は、供託によりただちに債務は消滅し、債務者が供託物を取り戻すと債務は遡及的に復活するとする。しかし、この理論には多くの矛盾があり納得できないものであることはすでに概観した通りである。私は、「法定受領授權」の観点から停止条件説を支持する。弁済供託は、「債権協力関係」が切断されている状況の中で行われるのであるから、法定受領権者たる供託所も不確定な状況の中で受領することになり、有効な弁済として確定するまでは非債弁済としての可能性もあるのであるから、取戻権が消滅したときに債務は供託時に遡及して消滅すると解すべきである。この理論は「準占有者への弁済」制度において、弁済者が準占有者を無権利者であることに気づいて、非債弁済として返還を請求しうるかという問題に対して、債権者が追認するまでは取戻し得るとする理論構成と同一観点にたつものである。

37) 同旨、我妻債権総論278頁以下、於保債権総論323頁以下

近藤・袖木註釈下50頁

38) 昭和35年10月24日大阪地裁判決も同一見解

② 供託物の所有権移転時期は、債権者が自己の関係においても有効な弁済であることを受諾（追認）したとき、または法定追認と見られる時点より所有権は移転するものと解する。

通説は、「寄託契約の時に移転する。特に債権者の受益の意思表示は必要としない。」とするが、取戻権との関係において論理的整合性がみられないことはすでに指摘したとおりである。

③ 取戻権の性質について通説は、「第三者のためにする寄託契約」の撤回権であるとする。「債権者は、供託にもとづき供託物の交付を請求する権利を取得するから、供託者が取戻権を行使して第三者のためにする契約を消滅させるとときは、寄託契約のみ存するから供託者は、寄託物の返還を請求できる³⁹⁾」とする。しかし取戻権をして供託契約の撤回権（形成権）であるとする理論には賛成できない。

弁済供託は、法定受領権者たる供託所に債務者が弁済代用として供託するものであるから、取戻しが許されるのは債権者の関係においても有効な弁済であることが確定するまでであり、その間は供託そのものが有効か否か不確定な状態であるから返還請求できる。したがって取戻権の性質は供託物返還請求権である。

④ 取戻権の消滅原因是、496条に規定される文言からして債権者が受諾したときが第一にあげられる。しかしこの供託受諾が取戻権を消滅させる理論的根拠について見解が多岐に分れる⁴⁰⁾。私は、①債権者が自己の関係においても有効な弁済であることを追認したとき、②供託所への弁済供託が、債権者に対しても有効であるか否か、不確定な状態が判決により確定したとき、③質権、抵当権が消滅したときは、取戻しを認めると第三者に不測の損害を生じさせることもあるので、債権者が追認したと同様の効果が生じ、取戻権は消滅すると解する。

⑤ 供託法8条2項は、錯誤および供託原因が消滅した場合の取戻しについて規定している。通説はこの規定

につき弁済供託についてもその適用があるのは当然のこととしながら、「この二つの場合は民法に定める供託の取消とはその性質を異にする。すなわち錯誤は供託の無効を原因とし、原因消滅の場合は不当利得の思想に基づくものである⁴¹⁾」とする。私は、弁済供託を法定受領権とする立場から供託法8条と民法496条は取戻し原因を異にするが、本質は同一であり、供託が錯誤にもとづく場合や、供託原因がなくなった場合は、債権者が自己の関係において有効な弁済なりとして追認したとしても効力を生じないのであるから、債務者は当然に供託物の返還請求ができるのである。

[2] 弁済供託金取戻請求権の消滅時効の起算点

① 弁済供託の法律的性質を如何に解するかにより、取戻権の消滅時効に関する見解も異なってくる。前記のように公法関係説の立場に立てば、契約自由の原則は適用されないということになるから、供託金払渡請求権は、会計法30条により5年の消滅時効にかかることになる⁴²⁾。これに対して私法関係説である通説は、形成権（撤回権）行使の結果生ずる取戻請求権のみが時効の対象となり、「第三者のためにする寄託契約であるから10年の消滅時効にかかる⁴³⁾」とする。

消滅時効の起算点についても見解の対立が見られる。供託所における実務上の取扱いは、当初、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、供託所に供託した時と解し⁴⁴⁾、反対給付がある場合は、反対給付が履行された時から進行していた⁴⁵⁾。しかし、この実務上の見解に対して下級審の判決の多くは、債務者が供託による免責の利益を受ける必要がなくなったときから進行するとする⁴⁶⁾。この見解を支持して前記最高裁は、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、権利の性質上、その権利行使

39) 石坂改竄民法研究下巻529頁以下

40) 訂糺民法(2)債権(3)318頁有斐閣

41) 我妻債権総論315頁

42) 東京高判昭和40年9月15日等

43) 最大判昭和45年7月15日

44) 昭和39年9月14日民事甲3048民事局長回答

45) 昭和2年7月19日民事6063民事局長回答

46) 東京地判昭和39年5月28日他多数

が現実に期待できるものであることをも必要と解するのが相当である。けだし、本来、弁済供託において供託の基礎となった事実をめぐって供託者と非供託者との間に争いがあることが多く、このような場合、その争いの続いている間に右当事者のいずれかが供託物の払渡を受けるのは、相手方の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるとでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事实上不可能にちかく、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解することは、法が当事者の利益保護のために認めた弁済供託の制度の趣旨に反する結果となるからである。したがって、弁済供託における供託者の取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時と解するのが相当である」とする。この判決を契機として実務上の取扱いも、「弁済供託時における払渡請求権の消滅時効は、供託の基礎となった事実関係をめぐる紛争が解決する等により、供託当事者において払渡請求権の行使を現実に期待することができることとなった時点から進行するものと解するのが相当である。供託後10年以上経過している弁済供託金について払渡請求があった場合には、供託書、供託金払渡請求書及びその添付書類等の供託法令所定の書類により、消滅時効が完成していると認められるものを除き払渡認可をして差し支えない」⁴⁷⁾とし、実務上の取扱いも、債権者不確知を原因とする還付請求権の消滅時効は、請求権者が確定したときをその起算点とすることに改めた⁴⁸⁾。しかし受領不能を原因とする払渡請求権、債権者不確知を原因とする弁済供託における取戻請求権は、原則として供託時を起算点として取扱われていた⁴⁹⁾。これらの実務上の不統一、学説の対立について統一的判断を示したのが、最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決である。

② 上記訴訟は、被上告人が、賃借していた建物の賃貸人が死亡した後にその相続人であるなどと主張する複数の者から賃料の支払請求を受けたため、過失なくして債権者を確知することができないことを原因として供託

した後、その取戻しを請求したところ、供託金取戻請求権は各供託の時から10年の時効期間の経過により消滅したとしてこれを却下されたため、その取消しを求めたものである。

第1審、2審とともに、取戻請求権の消滅時効は、賃料債務の消滅時効の完成時から進行するから、賃料債務の消滅時効完成後10年経過前に取戻請求がなされた供託金に係る取戻却下処分を取消すとした。これを不服とした被告（供託官）が上告したものである。上告理由の要旨は、「原判決は、最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決（民集24巻7号771ページ）を引用し、民法496条1項に基づく本件供託金取戻請求権の消滅時効は、供託の基礎となった債務の不存在が確定するなど供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行すると解すべきであり、供託の基礎となった債務の消滅時効が完成した場合には、その時から進行するとした。しかし、以下に述べるとおり、本件供託金取戻請求権の消滅時効の起算点は供託した時であると解すべきであるから、原判決の右判断は、民法166条1項の解釈適用を誤った違法がある」とする。その論拠として次のように言う。

「供託金取戻請求権の消滅時効の起算点について、民法496条1項に基づく供託物取戻請求権の法的性質について

弁済供託は、弁済者の申請により供託官が債権者のために供託物を受け入れ管理するもので、民法上の寄託契約の性質を有する。そして寄託契約においては、「寄託者ハ寄託物返還ノ時期ヲ定メサルトキハ何時ニテモ之カ返還ノ請求ヲ為シ得ルモノナルヲ以テ右寄託者ノ寄託物返還請求権ノ消滅時効ハ寄託契約成立ノ時ヨリ進行スルモノト解スルヲ相當ス（大判大9年11月27日判決）」弁済供託も、期限を定めて行うものではなく、民法496条所定の担保の消滅や債権者の受諾の意思表示がない限り、取戻しに対する法律上の障害はない。（中略）民法496条1項に基づく供託物の取戻請求権は、債務の免責の利益を受ける必要が続いていること、供託を存続させる必要があるにもかかわらず、供託者があえて自発的に弁済の効果を覆してまで供託を取消し、取戻しをする道を認めたものであることは明らかである⁵⁰⁾」とする。弁済供託の法律

47) 昭和45年9月25日付け民事甲第4112号民事局長通達門田稔永・供託制度をめぐる諸問題495頁以下

48) 昭和45年9月25日民事4発723号民事局第4課長依命通知

49) ジュリスト1230号97頁福井章代

50) 民集55巻6号1350以下

的性質を「第三者のためにする寄託契約」であるとする考えに立脚するならば、寄託物の返還請求権の消滅時効は、寄託契約成立の時より進行すると解するのは当然であり論理に矛盾はない。しかし、民法494条以下に規定する弁済供託は、単なる供託物保管のための寄託制度ではなく、債務者を免責させる制度である。私は、供託所が法定受領授権に基づき弁済を受領する制度と解するから、消滅時効の起算点を供託した時とする理論には賛成できない。また「自発的に弁済の効果を覆してまで供託を取消し取戻しをする道を認めたものである」とするが、民法496条1項及び供託法8条2項は、弁済の効果を覆してまで供託の取戻しを認めた規定ではない。弁済供託を寄託契約とする通説は、供託時に債務は消滅するとするのであるから、債権債務の関係が消滅すれば取戻権も消滅する筈である。また、「供託官が債権者のために供託物を受け入れ管理する」ものとするのであるから、債権者の意思と関係なく、債務者の一存で取戻しできるとする理論には納得できないものがある。また原判決の「供託の基礎となった債務が供託以外の事由によって消滅するなど、供託者が免責の効果を受ける必要がなくなるまでは、供託者に供託物取戻請求権の行使を期待することは事実上不可能というべきである」とする見解を批判し、「民法496条1項に基づく供託物取戻請求権は、供託の基礎となった債務が供託以外の事由によって消滅するなど、供託者が免責の効果を受ける必要がなくなる事由が生じる以前の段階において供託者の自発的意思に基づき行使されるものであるから、その消滅時効は供託の時から進行すると解するほかない。」とする。このような両見解による論争が発生する根本原因はすでに指摘したように、弁済供託の法律的性質を寄託契約とすることに大きな原因がある。弁済供託制度は、あくまでも債務者免責のための制度であり、国家機関が債権者に代り弁済を受領する制度であるから、弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、最高裁判旨のとおり、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行すると解するのが正当である。

弁済供託関係

	題 目	執 筆 者	登 載 文 献
1	弁済供託の原因たる事実について	法務省民事局 中川 庫雄	民事月報七巻四号一頁
2	転借人のなす賃料の弁済供託について	法務省民事局第五課長補佐 中川 庫雄	民事研修一〇号三九頁
3	弁済供託における反対給付の内容	法務省民事局課長補佐 中川 庫雄	民事研修一七号三五頁
4	債務の一部の弁済供託	法務省民事局第四課長 味村 治	民事研修一八号一五頁
5	地代・家賃の弁済供託について	民事研修編集室	
6	地代家賃弁済供託の供託事由について	大阪法務局民事行政部供託課 竹友 和彦	民事研修七四号六〇頁
7	労働賃金をめぐる供託上の問題点	法務省民事局第四課長補佐 村上 惺	民事研修一二八号二三頁
8	「債権者不確知」を理由とする弁済供託の諸問題	法務省民事局第四課 佐藤 勇	登記研究二五八号～二七七号
9	地代・家賃の弁済供託に関する諸問題	法務省民事局第四課長補佐 黒木 学	民事月報二五巻四号七五頁
10	供託の実務から一地代・家賃統制令の適用のある土地建物の賃料の弁済一	法務省民事局第四課長 時岡 泰	登記研究三〇九号一頁
11	法律入門一弁済供託の話一	法務総合研究所教官 有馬 厚彦	民事研修二一三号六一頁
12	預金債権における弁済供託の可否とその限界	法務省民事局第四課長補佐 村上 惺	民事月報二〇巻一二号二八頁
13	抵当権付債権に対する第三者の弁済供託による代位について	東京法務局民事行政第二部供託第二課長 坂田 晓彦	民事月報二九巻五号三七頁
14	弁済供託をめぐる若干の問題	大阪市立大学教授 甲斐道太郎	民事研修二一六号九頁
15	約束手形で支払う特約のある債権と債権者不確知供託について	東京法務局 永田 英男 神戸地方法務局 岡本 照司	民事研修二四五号三八頁
16	供託ゼミナール	法務省民事局第四課長補佐 中川 庫雄	民事研修六八号
17	執行供託・弁済供託における遅延損害金の要否について	横浜地方法務局 高田 秀子ほか四名	民事研修三八三号三八頁
18	弁済供託に関する理論構成の試み	中央学院大学教授 高頭 宏信	中央学院大学論叢一号一頁
19	預金をめぐる供託事務	法務省民事局第四課長補佐 村上 惺	金融法務事情四二二号、四二四号
20	預金者の死亡と当該預金の弁済供託	法務総合研究所研修第三部長 田代 有嗣	金融法務事情八二六号
21	死亡退職手当金の需給権の有無に疑惑があるとしてなされた債権者不確知による弁済供託の受否について	法務省民事局第四課 鳥本 喜幸	登記先例解説集一七巻一二号
22	賃貸借の一部解除と全額賃料供託	竜谷大学教授 森 孝三	判例タイムズ四一一号六五頁
23	供託金の条件付還付	第二東京弁護士会 鈴木 光春	自由と正義二五巻一〇号
24	弁済供託における供託物の取戻しと譲渡担保権	愛知学院大学助教授 宇佐見大司	判例タイムズ四一一号七一頁